

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第８条第２項の規定により大規模小売店舗の新設に関する意見書の提出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成２０年１０月２８日

東広島市長 藏 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ホームプラザナフコ黒瀬店

(2) 所在地

東広島市黒瀬春日野一丁目１３２番４外

２ 意見の概要

開店当初、大売出し等の繁忙期には、店舗から南東側の住宅地の区域（黒瀬春日野一丁目１番から１０番までを中心とした区域をいい、以下「Ａブロック」という。）の出入口付近で渋滞が発生する恐れが多分にある。Ａブロック唯一の出入口が自動車によりふさがれた場合、通勤、通学その他の日常生活に支障を来すのみならず、交通事故の発生も懸念されることから、次の対策を要望したい。

(1) 繁忙期にＡブロック出入口付近で交通整理員による誘導を行うこと。

(2) 出入口２付近にカーブミラーを設置すること。

(3) 市道のＡブロック出入口付近を停止禁止とし、道路標示を設置すること。

(4) 状況により、春日野一丁目交差点の信号機の時間調整及び右折用信号機の増設を行うこと。

(5) 団地内が見えないよう、塀を設置すること。

３ 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成２０年１０月２８日（火）から平成２０年１１月２８日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町７番４２号